

◇大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 デジタル統括室理事及びデジタル統括室スマートシティ推進担当課長の新設について定めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年11月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)